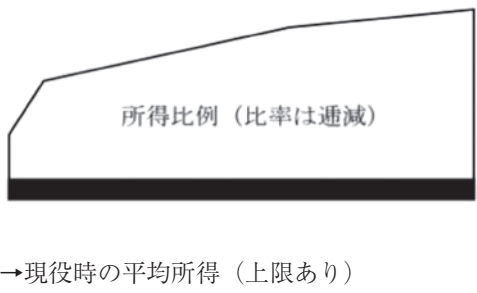


国名	アメリカ
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	1階建て 
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	以下の者(既に年金を受給している者も含む。)から保険料を徴収 ・◎被用者(パート労働者等を含む。別制度となっている一部の公務員等は適用除外) ・◎自営業者(年400ドル(約44,000円)以上の純営業所得がある者) ・×無職 受給資格を満たすためには、基準を上回る収入を一定期間以上得ることが必要であり、例えば老齢年金の場合、10年(40四半期)以上得ることが必要(2020年の四半期基準額1,410ドル(約155,100円))。
保険料率	12.4%(労使折半、自営業者は全額。徴収対象所得上限あり。徴収年齢上限なし。)
支給開始年齢	66歳(2020年。1955年以降生まれの者は支給開始年齢が段階的に引き上げられ、1960年以降生まれの者は67歳。) 62歳から割引した額を早期受給可(受給時期遅延等による割増制度もあり。)
受給額	受給者平均額(2019年12月)は、単身:1,489ドル(約163,790円)、夫婦(配偶者が自己の年金を受給しない場合):2,531ドル(約278,410円)、寡婦(夫)1,421ドル(約156,310円)
給付の構造	老齢年金額は、賃金スライド後の現役時の賃金比例(最も高い35年間の平均)。 年金額計算式(月額) = 0.9A + 0.32B + 0.15C A:再評価済み賃金の960ドルまでの分、 B:同960ドル超 5,785ドルまでの分、 C:同5,785ドル超の分(2020年) 自己の年金を受給しない配偶者がいる場合1.5倍。
所得再分配	世代内での所得再分配については、1階建ての中で低賃金者を優遇するとともに、配偶者等にも手厚い給付を行う仕組み。世代間の所得再分配については、給付がおおよそ平均賃金上昇率で変動することから、人口変動がない限り、大きくはない。
公的年金の財政方式	給付建て(社会保険方式(税形式)・修正賦課方式)
国庫負担	原則、保険料を中心とした自収自弁。ただし、高所得者へ年金課税を行い、税収を社会保障信託基金に繰入れ。
年金制度における最低保障	11年以上被保険者である者に、被保険者期間(最高30年)に応じ最低保証(30年で単身:月額886.40ドル(2019年12月, 約97,504円))
無年金者への措置	65歳以上の高齢者等を対象とする補足的所得保障制度(単身:最大月額783ドル(2020年, 約86,130円)、資産要件あり)等で対応。
公的年金と私的年金	現役時の所得に対する社会保障年金額の比率は、約4割。別途、企業等の従業員は、従業員福祉として、確定給付型・確定拠出型の年金プランの提供を受けており、従業員の56%が加入するほか(2019年3月)、貯蓄(個人退職勘定)を行っている者もいる。
国民への個人年金情報の提供	従前25歳以上の労働者に毎年社会保障計算書を送付していたが、2011年4月から経費節減のため中止。代わりに、インターネット上で推定年金額を計算するサービスを提供。

※換算レートは1ドル=110円(2020年4月中に適用された基準外国為替相場)で計算。

大江裕貴(厚生労働省 元大臣官房国際課 アメリカの年金制度注1参照)